

令和3年長審第10号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官神崎和徳出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年11月27日10時00分

熊本県湯島北東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

モーターボートB

総 ト ン 数	4.9トン	
登 録 長	11.78メートル	6.18メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	電気点火機関
出 力		84キロワット
漁船法馬力数	330キロワット	

### 3 事実の経過

#### (1) Aの構造及び設備

Aは、一本つり漁業に従事するFRP製漁船で、船体中央やや後方に操舵室を設け、同室前部右舷側に舵輪、舵輪前方に左舷側から順に魚群探知機、GPSプロッター、レーダー及び機関遠隔操縦装置、舵輪後方に操縦席、舵輪と操縦席の間に床面からの高さ約30センチメートルの踏み台をそれぞれ備え、機関操作と操舵が一体となったリモートコントローラー（以下「リモコン」という。）を装備していた。

#### (2) Bの構造及び設備

Bは、平成4年7月に進水し、有効な音響による信号を行うことができる手段として呼子笛を備えたFRP製遊漁船で、船体前部に操舵室を設け、同室前部右舷側に舵輪及び魚群探知機兼用のGPSプロッター、右舷側壁に機関遠隔操縦装置、舵輪後方に操縦席、後部甲板に甲板からの高さ約45センチメートルの椅子をそれぞれ備えていた。

#### (3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.6メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和2年11月27日06時00分熊本県三角港登立地区を発し、湯島北東方沖合の漁場に向かった。

a 受審人は、06時40分前示漁場に到着して操業を始めたものの、漁獲が思わしくなかったことから、漁場を移動することとし、09時45分頃同漁場を発進して次の漁場に向かった。

a 受審人は、GPSプロッターを3.5海里レンジのノースアップ表示、レーダーを0.75海里レンジのコースアップ表示としてそれぞれ作動させ、踏み台の上に立って操舵室天井に設けた天窓から顔を出し、リモコンを使って操船に当たり、前路に散在する複数の釣り船を避けるために蛇行を繰り返しながら、湯島北東方沖合を東行した。

a 受審人は、09時59分半僅か過ぎ湯島灯台から048度（真方位、以下同じ。）2.7海里の地点に達し、右回頭中、船首が072度を向いたとき、正船首110メートルのところにBを視認することができ、同船がほとんど移動しないことから漂泊中であることが分かり、そのまま右回頭を続ければ、Bの船尾方を無難に航過する態勢であったが、前路を一見しただけで、航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かず、近距離のところでBに向首して針路を定め、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行し、同船に対して衝突の危険を生じさせた。

a 受審人は、Bを避けないまま続航し、天窓から顔を入れてレーダーの操作を始めたところ、10時00分湯島灯台から048.5度2.75海里の地点において、Aは、原針路及び原速力で、その船首がBの船尾左舷に右舷後方から18度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は下げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、b受審人が1人で乗り組み、釣りの目的で、船首0.3

メートル船尾0.9メートルの喫水をもって、同日07時30分熊本県千束漁港を発し、湯島北東方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、08時30分前示釣り場に到着し、漂泊して釣りを始めたものの、釣果が思わしくなかったことから、釣り場を移動することとして09時00分同釣り場を発進し、09時05分前示衝突地点付近に至り、船首を東方に向け、機関を中立運転として漂泊を始めた。

b受審人は、後部甲板の椅子に腰を掛け、右舷方を向いて釣りを再開し、09時59分半僅か過ぎ衝突地点で、船首が090度に向いていたとき、右舷船尾18度110メートルのところにAを視認することができ、自船の船尾方を無難に航過する態勢で右転中であつたAが近距離のところで自船に向首して針路を定め、衝突の危険を生じさせて接近する状況となったが、航行中の船舶が漂泊中の自船を避けるものと思ひ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかつた。

こうして、b受審人は、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとることなく漂泊を続け、10時00分僅か前船尾至近に迫つたAに気付いたものの、どうすることもできず、Bは、船首が090度に向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船首部外板に擦過傷を、Bは、船尾左舷外板に亀裂等をそれぞれ生じた。

#### (航法の適用)

本件は、湯島北東方沖合において、航行中のAと漂泊中のBが衝突したもので、港則法及び海上交通安全法の適用がない海域で発生していることから、一般法である海上衝突予防法が適用されることとなる。

海上衝突予防法には航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないから、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、湯島北東方沖合において、蛇行を繰り返しながら次の漁場に向けて航行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBに近距離のところで向首して針路を定め、衝突の危険を生じさせて進行したことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、湯島北東方沖合において、蛇行を繰り返しながら次の漁場に向けて航行中、針路を定める場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、前路を一見しただけで、航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、漂泊中のBに気付かず、近距離のところで同船に向首して針路を定め、衝突の危険を生じさせて進行し、Bとの衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、湯島北東方沖合において、釣りのため漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、航行中の船舶が漂泊中の自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、近距離のところで自船に向首して針路を定め、衝突の危険を生じさせて接近す

るAに気付かず、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続けて同船との衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年3月23日

長崎地方海難審判所

審判官 植 松 正